

社会医療法人同心会 行動計画 【次世代育成支援対策推進法】

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標 1：

職員へ育児・介護休業法等に基づく各制度の周知および事例の提供を実施し、男性職員の育児休業取得率 51%以上を目指し、育児休業取得の促進を図る。

令和 7 年 4 月～ 産前産後休業および育児・介護休業法に基づく各制度に関する資料を作成し、グループウェアにて回覧する。

令和 7 年 10 月～ 管理職を対象とした各制度の説明研修会を実施する。

令和 8 年 4 月～ 育児休業取得事例を収集し、職員へ提供する。

目標 2：

職員全体の所定外労働の削減を促進するための措置を実施する。
全体で所定外労働を 3%以上削減する。

令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因・実態の把握をする。

令和 7 年 10 月～ 部署毎に問題点を把握し、改善策を作成する。

令和 8 年 4 月～ 年間の削減状況の確認をする。